

報 道 資 料

平成 24 年 1 月 3 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 147 号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第 156 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 1 月 30 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：警察本部 交通部 交通指導課
- ◎ 対象行政文書：保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話とこれに対する交通指導の必要性について、奈良県警察本部の基本的な考え方や方針が分かるもの
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話とこれに対する交通指導の必要性について、奈良県警察本部の基本的な考え方や方針が分かるもの」に係る行政文書を作成又は取得していないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

○ 本件決定の妥当性について

審査請求人は、「保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話とこれに対する交通指導の必要性について、奈良県警察本部の基本的な考え方や方針が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

(1) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人が開示を求めている「保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話とこれに対する交通指導の必要性について、奈良県警察本部の基本的な考え方や方針が分かるもの」をどのような趣旨に解したかについて、①「保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話について奈良県警察本部の基本的な考え方や方針がわかるもの」及び「保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話に対する交通指導の必要性について、奈良県警察本部の基本的な考え方や方針がわかるもの」、②「幼児用補助装置使用義務違反の交通取締りにおいて、免除規定に該当した場合の交通指導の必要性について、奈良県警察本部の基本的な考え方や方針がわかるもの」の二通りの解釈に基づき本件決定を行ったと諮問実施機関は説明する。

開示請求書の記載を文理的に解釈した場合、①の意味に解したことに不自然な点はなく、また、審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を考慮した上で本件開示請求の趣旨を解釈した場合、②の意味に解したことは妥当と認められる。

したがって、本件開示請求の趣旨についての諮問実施機関の判断は妥当なものとして認められる。

(2) 本件行政文書の不存在について

本件開示請求の趣旨を(1)の①の意味に解した場合、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条に規定されているように、警察が、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務としていることを考えると、実施機関において保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話について考え方や方針を決定する事務を行う所属はなく、また、交通関係法令において保護者が幼児に対して行う日常生活上の世話に対する指導又は警告を行う規定はないことから、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

また、本件開示請求の趣旨を(1)の②の意味に解した場合、審査請求人が開示を求めているのは、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは幼児用補助装置の使用義務を免除する旨定めている道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 26 条の 3 の 2 第 3 項第 5 号の規定についての奈良県警察本部の考え方が記載された文書であると解される。

幼児用補助装置の使用を免除する旨定めている施行令は政令であり、政令の制定は内閣の事務である。施行令が改廃されたときは、警察庁から都道府県警察等に対し、改廃に係る考え方や方針が示されることは考えられるが、交通取締りは、全国どこでも公平に実施されなければならないことから、都道府県警察等において施行令の考え方や方針を独自に定めるものとは考えられず、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年 7月 1日		
② 決定	平成23年 7月14日	付けで不開示決定	
③ 審査請求	平成23年 8月30日		
④ 諮問	平成23年 9月15日		
⑤ 経過	平成24年 3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年 6月26日	第155回審査会	審議
	平成24年 9月 4日	第156回審査会	審議
	平成24年10月17日	第157回審査会	審議
	平成24年11月15日	第158回審査会	審議